

新しい家族を迎えるあなたを応援します



水 俣 市

不妊治療費助成事業

水俣市では、経済的な負担を少しでも軽減できるよう、治療にかかる費用の一部を助成しています。令和8年度からは、より手厚いサポートをお届けするために、本助成事業を拡充しました。

NEW

生殖補助医療

(体外・顕微授精、男性不妊治療など)

※保険診療で行われた治療
※高額療養費は除く

夫婦一組につき上限5万円/回まで

- ★初回治療開始時の妻の年齢
- ・40歳未満 →通算6回まで
- ・40歳～43歳未満→通算3回まで

NEW

先進医療

※生殖補助医療と併用して行われた治療

夫婦一組につき上限5万円/回まで

- ★初回治療開始時の妻の年齢
- ・40歳未満 →通算6回まで
- ・40歳～43歳未満→通算3回まで

一般不妊治療 (人工授精)

※保険診療で行われた治療
※高額療養費は除く

夫婦一組につき上限5万円まで

- ★治療開始時の妻の年齢
41歳未満

- ⚠ 令和8年4月1日以降に開始した治療が助成対象
- ⚠ 妊娠・出産するとそれまでの助成回数はリセット

【助成対象となる人】

- ・不妊症と診断されている夫婦 (事実婚OK)
- ・申請日に水俣市に住所がある
- ・市税等の滞納がなく、医療保険に加入している など

その他、詳細や申請時に必要な書類などについてはホームページをご確認ください

【申請期限】

治療終了月の末日から1年以内

※申請日以前1年間に支払われた費用が対象

市ホームページ



お問合せ
お申込み



水俣市いきいき健康課
0966-63-3202